

## わた SHIGA 輝く国スポ大津市競技別リハーサル大会（後半競技）

### 保険仕様書

#### 1 件名

わた SHIGA 輝く国スポ大津市競技別リハーサル大会（後半競技）保険

#### 2 損害賠償責任保険

##### (1) 目的

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が主催及び共催する、わた SHIGA 輝く国スポ大津市競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の開催準備期間及び開催期間中に、市実行委員会が所有又は管理運営する施設等の不備又は運営上の過失に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合の補償をするため、損害賠償責任保険に加入する。

##### (2) 内容

###### ア 施設賠償事故

###### (ア) 対象

競技会場、練習会場、駐車場等の施設及び会場内外に設置する看板や仮設物等、市実行委員会が所有若しくは管理するものの不備又は運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体又は所有物等（市有施設・県有施設を含む。）に損害を与えたことで、法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合の補償（借用施設の損壊等も含む。）。

なお、市実行委員会が所有又は管理運営するものとは、競技会場、練習会場、駐車場、総合案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等を指す。

###### (1) 補償内容（※免責金額なし）

| 区分 | 保 険 金 額（支払限度額） |     |       |
|----|----------------|-----|-------|
|    | 1人             | 1事故 | 保険期間中 |
| 対人 | 1億円            | 1億円 | 3億円   |
| 対物 | —              | 1億円 | 3億円   |

###### (ウ) 保険条件

「別紙1. 大会概要」、「別紙2. 損害賠償責任保険対象者数推計」、「別紙3. 会場・駐車場等一覧」及び「別紙4. 仮設物設置状況一覧」を参照。

###### (イ) 保険料の算出

保険料は、別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4の保険条件を前提として算出し、

補償対象日もこれに対応するものとする。なお、補償対象日に開催準備期間も含むものとする。

#### イ 医師等賠償事故

##### (ア) 対象

市実行委員会が管理運営する競技会場等（練習会場、駐車場等も含む。）での医師、歯科医師又は看護師等（理学療法士、柔道整復師、保健師も含む。）の医療行為及び看護業務等に起因して、第三者の生命又は身体に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合の補償。

##### (1) 補償内容（※免責金額なし）

| 区分 | 保 険 金 額（支払限度額） |     |       |
|----|----------------|-----|-------|
|    | 1人             | 1事故 | 保険期間中 |
| 対人 | 1億円            | 1億円 | 3億円   |

##### (ウ) 保険条件

「別紙5. 医師等配置計画」を参照。

##### (エ) 保険料の算出

救護所等を設置する会場及び医療従事者数は、別紙3を前提とし、補償対象日もこれに対応するものとする。

#### ウ 生産物賠償事故

##### (ア) 対象

市実行委員会及び地域団体等による「ふるまい」が提供した飲食物、物品等に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負うこととなった場合の補償。

##### (1) 補償内容（※免責金額なし）

| 区分 | 保 険 金 額（支払限度額） |     |       |
|----|----------------|-----|-------|
|    | 1人             | 1事故 | 保険期間中 |
| 対人 | 3,000万円        | 3億円 | 3億円   |

##### (ウ) 保険条件

「別紙6. 飲食物・物品等提供予定一覧」を参照。

##### (エ) 保険料の算出

保険料は、別紙6の保険条件を前提として算出し、補償対象日もこれに対応するものとする。

#### エ 受託物賠償事故

##### (ア) 対象

市実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは詐取されたことなどにより、貸主に法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合の補償。

(1) 補償内容（※免責金額なし）

| 区分 | 保 険 金 額（支払限度額） |       |
|----|----------------|-------|
|    | Ⅰ事故            | 保険期間中 |
| 対物 | 時価             | 時価総額  |

(ウ) 保険条件

「別紙7. 借用物一覧」を参照。また、「別紙8. 求償権不行使団体一覧」を参照し、求償権不行使特約を付帯すること。

(エ) 保険料の算出

保険料は、別紙7の保険条件を前提として算出し、補償対象日もこれに対応するものとする。

(3) 保険料の支払い

ア 保険料は、大会開催前に一括納付するものとする。

イ 大会日程や使用施設等、保険料算出の前提条件に変更が生じたときは、協議のうえ必要に応じて追加の契約等を行うものとする。

3 傷害保険

(1) 目的

被保険者が、大会開催期間中等に大会の準備若しくは大会の運営に従事しているとき、当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中、又は競技の観覧中等に発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた損失を補償するため、傷害保険に加入する。

(2) 内容

ア 被保険者・対象

| 被保険者  | 対 象  |
|-------|--|
| 大会役員  | ・ 大会の開催準備業務若しくは開催業務に従事しているとき。<br>・ 当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中 |
| 競技会役員 |  |
| 競技役員  |  |
| 競技補助員 |  |
| トレーナー |  |
| 医師    |  |
| 歯科医師  |  |
| 看護師   |  |
| 理学療法士 |  |
| 柔道整復師 |  |
| 一般観覧者 | 大会期間中に、市実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命・身体に生じた事故                          |

※ 被保険者は事前には確定しないため、無記名式とする。

イ 補償内容

| 区分   | 内 容  |
|------|--|
| 死 亡  | 偶然の事故による傷害に起因して、受傷日から180日以内に死亡したとき   |
| 後遺障害 | 偶然の事故による傷害に起因して、受傷日から180日以内に後遺症が生じたとき  |
| 入 院  | 偶然の事故による傷害に起因して、日常生活又は平常業務に支障が生じたため、医師の指示により入院して治療を受けたとき（受傷日から180日以内の間に限る。）              |
| 通 院  | 偶然の事故による傷害に起因して、日常生活又は平常業務に支障が生じたため、医師の指示により通院して治療を受けたとき（受傷日から180日以内の間で、通院日数は90日を限度とする。） |

| 区分 | 被保険者  | 保 険 金 額（支払限度額） |          |          |
|----|-------|----------------|----------|----------|
|    |       | 死亡・後遺障害        | 入院日額     | 通院日額     |
| A  | 大会役員  | 2,500 万円       | 5,000 円  | 3,000 円  |
|    | 競技会役員 |                |          |          |
|    | 競技役員  |                |          |          |
|    | 競技補助員 |                |          |          |
|    | トレーナー |                |          |          |
|    | 一般観覧者 |                |          |          |
| B  | 医師    | 1 億 5,000 万円   | 30,000 円 | 10,000 円 |
|    | 歯科医師  |                |          |          |
| C  | 看護師   | 3,000 万円       | 10,000 円 | 5,000 円  |
|    | 理学療法士 |                |          |          |
|    | 柔道整復師 |                |          |          |

(3) 保険条件

「別紙 9. 傷害保険被保険者数推計」を参照。

(4) 保険料の算出

ア 保険料は、別紙 6 の保険条件を前提として算出し、被保険者に無記名式で行うものとする。

イ 1 人 1 日あたりの保険料は、各日別の従事者数の多少にかかわらず、同一金額に設定するものとする。

ウ 怪我に対する補償に加え、日射病及び熱射病等の熱中症に対する補償を含むものとする。

(5) 保険料の支払い

被保険者数等、保険料算出の前提条件に変更が生じたときは、協議のうえ必要に応じて追加の契約等を行うものとする。

4 各保険に係る共通事項

- (1) 上記補償内容と同等以上であれば保険種類は問わない。
- (2) 受注者は、保険種別及び競技別に保険料の明細を提出することとする。
- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うこと。